

国民健康保険 特集号

昭和62年10月20日発行

さが市報

発行所 佐賀市役所
(代表電話 243151)
〒840 佐賀市栄町1番1号
編集 保険年金課
8月31日 国保世帯数 22,548世帯
現在 被保険者数 56,954人

あなたが育てる みんなの国保

わたしたちの健康を守る国保と医療費について、関心を持っていらっしゃる方が増えています。医療費は、毎年増えつづけて国保事業運営は大変苦しんでいます。この特集号は、被保険者のみなさんの健康を願い、あわせて医療費節約について、ご理解とご協力をお願いするためのものです。

●医療費が増えると
医療費の増加は、増えた分に比べて、みなさんが納められた保険税を値上げして、これを補うことになっていきます。しかし、今日のように増えつづける医療費に合わせて、保険税を値上げしたのでは、みなさんの負担が大きくなり、たいへんです。むしろ、医療費がなぜ増えるかをよく理解して、限られた財源のなかで、適切な医療を受けられるようご協力をお願いします。

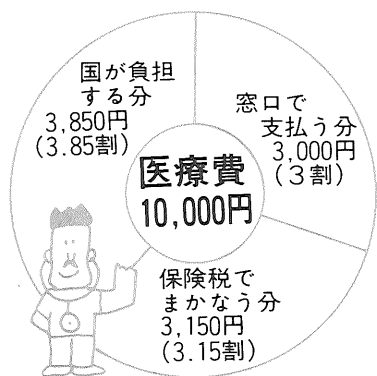


(金立教育キャンプ場)

健康な笑顔は 国保の願い
体力づくりで病気の予防を

医療費

窓口で一部負担金三、〇〇〇円の医療費をあなたが支払った場合、そのときの医療費と、負担割合は次のとおりです。



- ①高齢化社会によるもの
- ②成人病患者の増加によるもの
- ③食生活の向上、運動不足などで現代人の病気に
- ④被保険者の受診の仕方が原因があるもの
- ⑤病院を転々としたり、薬をむやみにほしがったり、お医者さんの指示を守らないために病気が進行してしまうことが、医療費を増やしている。

医療費のムダ使いをやめましょう

正しい受診で明日への健康

急病など緊急やむをえない場合は仕方ありませんが、時間外や休日受診は大幅な割増料金がかかりますので、できるだけ時間内に受診しましょう。また、お医者さんにも迷惑をかけ、適切な医療が受けられない場合もないといえません。どうかご協力をお願いします。

保険税のお支払いは納期内に!!

保険税の納付は、個人で銀行、郵便局、農協等の窓口で納める自主納税のほか、団体納付、口座振替等があります。

●納付団体づくりを
市では、収納率向上のため、被保険者のみなさんに「団体納付」をおすすめしています。団体納付は、最低十世帯をグループとして二百五十二団体あります。被保険者のみなさんが、グループをつくり、年間を通じて定期的に納めていただきますと、報償金(収納額の百分の二・五)を交付しますので、グループ活動の資金にもなります。

●口座振替のご利用を
個人で納付されている方で、納付団体に加入されていない方には、口座振替をご利用ください。

◎深夜、休日、時間外受診はさげましょう

深夜、休日、時間外に受診すると、次のような大幅な割増料金がかかります。

時間内受診(乙表)	初診料	一、六〇〇円
	再診料	三八〇円
時間外受診(病院・診療所に掲げられている診療時間以外の受診)	初診料七〇〇円割増で	二、三〇〇円
	再診料五〇〇円	八八〇円
休日受診	初診料二〇〇〇円割増で	三、六〇〇円
	再診料一、五〇〇円	一、八八〇円
深夜受診(夜一〇時～翌朝六時まで)	初診料四〇〇〇円割増で	五、六〇〇円
	再診料三、六〇〇円	三、九八〇円

以上の時間に電話でお医者さんの意見をきいても割増料金がかかります。こういう受診はお医者さんにも迷惑、急患以外は、時間外受診は避けましょう。

短期保険証の更新を

短期保険証の更新は、九月末日までに手続きされるよう通知していましたが、まだお済みでない世帯は早急に保険証と印かんを持参し、保険年金課(六番窓口)までおいでください。

国民健康保険税の納期

第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	12月28日
第8期	2月1日
第9期	2月29日
第10期	3月31日

※国保税のお問い合わせは
保険年金課業務係
電話24-3151内線334へ

毎月、第1日曜日は保険税の納税相談日

保険税の滞納世帯には市職員が訪問し納税相談を行っています。また、毎月、第1日曜日(午前9時～午後4時)には、市役所1階6番窓口で納税相談を行っています。失業などで納入が困難な場合は、納期の延長や納付回数を増やすなどの相談にも応じますので、ぜひ相談においでください。

